

## 第3章 補完調査

### 3.1 食品リサイクル法に関する補完調査

食品リサイクル状況等が確認できていない食品関連事業者を対象に、食品廃棄物等の発生状況並びに食品リサイクルの取組を把握するための郵送アンケートを実施した。

#### 3.1.1 補完調査対象事業者の選定

食品リサイクル法補完調査対象事業者（3,200 事業者）の抽出方法として、以下の方法で実施した。

##### i) 合併、廃業の事業者を除く

事業者データベースの項目「新規・合併・廃業フラグ」が‘合併’、‘廃業’である事業者を除く。

##### ii) 次の①から③に該当する事業者を除く

- ① 事業者データベースの項目「定期報告の有無」において、平成 21 年度～平成 30 年度に定期報告の提出がある（●の）事業者
- ② 事業者データベースの項目「調査点検指導状況」において、平成 18 年以前～令和元年に何らかの調査を行った記録のある事業者
- ③ 事業者データベースの項目「食リ補完調査実施年度」に、‘H25’～‘H30’が入力されている事業者

##### iii) 主業種が食品関連事業者に該当する事業者を抽出

事業者データベースの項目「4業種分別（主業種）」が、‘食品製造業’、‘食品卸売業’、‘食品小売業’、‘外食産業’である事業者を抽出する。  
ただし、近畿農政局においては、上記4業種以外の業種が入力されている事業者が多数存在することから、次の業種についても抽出対象に含めるものとする。

- ・ 食料品製造業、清涼飲料・茶・コーヒー製造業、酒類製造業は、食品製造業に含める。
- ・ 食料品卸売・小売業、酒類卸売・小売業は、‘業種名称\_\_1’～‘業種名称\_\_3’の内容に応じて、食品卸売業又は食品小売業に含める。

##### iv) 令和元年度に定期報告書を受け付けた事業者は調査対象から除く

令和元年度に、各地方農政局等において食品リサイクル法に基づく定期報告書を受け付けた事業者が抽出されている場合は、調査対象から除く。  
(別途受領の定期報告受付状況一覧表による。)

#### v) 調査対象事業者（予備を含む。）を選定する

iv)までで抽出された中から、調査対象事業者を選定する。なお、宛先不明等により調査件数が目標を下回る可能性があることを考慮し、食品卸売業、食品小売業、外食産業合計で200件程度を予備として加える。

- ・ 食品製造業は、すべての事業者を調査対象とする。
- ・ 食品卸売業、食品小売業、外食産業については、各業種における売上高の上位から順に調査対象とする。

なお、業種ごとの調査対象件数は、3業種合計の抽出数に占める各業種の割合に応じて按分することとする。

上記方法にて、抽出された補完調査対象事業者数（3,200事業者）を業種別に表3-1に示す。

表3-1 補完調査対象事業者数

農政局等	補完調査対象事業者				
	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	合計
北海道	1	83	144	130	358
東北	4	82	133	144	363
関東(東京)	1	142	153	184	480
関東(東京以外)	5	25	45	39	114
北陸	1	48	84	95	228
東海	1	96	80	89	266
近畿	12	181	151	119	463
中四国	2	117	137	183	439
九州	8	135	168	127	438
沖縄	2	21	11	17	51
合計	37	930	1,106	1,127	3,200

### 3.1.2 アンケート調査用紙の作成

補完調査を行うために、依頼文、アンケート調査用紙等を作成し、発送数分の印刷を行った。作成した用紙を次ページ以降に示す。

- i) 依頼文
- ii) アンケート調査用紙
- iii) 別紙
- iv) 発送用封筒（角 2 型封筒）
- v) 返信用封筒（長形 3 号封筒）

作成した依頼文、アンケート調査用紙、別紙、返信用封筒を発送用封筒に封入し、3.1.1 章で抽出した補完調査対象事業者へ発送した。

発送日：令和 2 年 3 月 4 日

なお、アンケートの返送方法としては、同封した返信用封筒に入れて発送するか、もしくは、そのまま FAX にて回答してもらう方法で行った。

また、農林水産省ホームページに図 3-1 に示すとおり、アンケート実施中の周知文を掲載した。



図 3-1 農林水産省ホームページ

## i) 依頼文

令和2年2月

各位

### 令和元年度食品産業リサイクル状況等アンケートへのご協力をお願い

農林水産省 食料産業局  
バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

平素より農林水産行政の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
農林水産省では、「食品循環資源の再生利用等の促進等に関する法律」(以下、「食品リサイクル法」という。)の適切な執行に向け、食品関連事業者の方々に対して法制度の周知を含めた点検指導を行っております。

この度、その一環として、食品リサイクルの実施状況等に関するアンケート調査を実施することといたしました。本調査の実施については、農林水産省ホームページでも告知しています。

URL：[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/161227\\_8.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_8.html)

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の主旨をご理解いただき、同封したアンケート用紙に直接回答をご記入のうえ、到着後一週間以内に、①同封の返信用封筒による郵送又は②FAXにて返信（FAX番号：053-415-8584）のいずれかによりご回答いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご記入いただいた情報は、食品リサイクル法の適切な執行のために活用することとし、それ以外の目的で使用することはありません。

本調査は、農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室の委託を受け、日本ソフト販売株式会社が実施するものです。もし、ご不明な点やご質問等ございましたら、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ先・アンケート返送先】

日本ソフト販売株式会社 調査サポート係  
〒430-0935 静岡県浜松市中区伝馬町 312-32 浜松シティビル4階  
Tel：050-3537-5424 Fax：053-415-8584  
(受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00)  
電子メール：[recycle@nipponsoft.co.jp](mailto:recycle@nipponsoft.co.jp)

#### 【調査実施元】

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

## ii) アンケート調査用紙 (その1)

令和2年2月

食品リサイクル法ご担当者さま

### 食品産業リサイクル状況等アンケート 回答用紙

Q1、Q2、Q3、Q4、Q5 の設問について、この用紙に回答をご記入のうえ、同封した返信用封筒に入れてご返送ください (FAX (053-415-8584) でも可)。

なお、Q3 の回答の際には、別紙の「業種区分一覧」をご参照ください。

※提出は可能な限り到着後、一週間以内をお願いいたします。

Q1 このアンケートを回答した日を記入してください。

	月		日
--	---	--	---

Q2 貴社の会社情報につきまして記入してください。

封筒の宛名ラベルに記載のナンバーを記入してください			
フリガナ			
事業者名			
所在地	〒 -		
代表者役職		代表者氏名	
設立年月		従業員数 ※1	
電話番号		当期決算年月	
資本金	百万円	売上高	百万円
主業種			
従業種① ※2			
従業種② ※2			
備考	<input type="checkbox"/> 廃業 [ 年 月 ] <input type="checkbox"/> 合併 [ 年 月 ] (旧社名: )		

※1 労働基準法 21条に該当する者を除く

※2 従業種①②は主業種以外の事業がある場合のみ記入してください

⇒うら面に続く

## ii) アンケート調査用紙 (その2)

Q3 食品リサイクルの実施状況等についてお聞きします。

Q3-1 別紙の1～3ページ「業種区分一覧」をご覧ください、食品リサイクル法上における業種区分を“番号”で記入してください(複数可)。

Q3-2 食品廃棄物等(別紙の4ページ「食品廃棄物等とは」をご確認ください)の年間発生量を記入してください(推計可。全く発生していない場合は0と記入してください)。なお、数量は法人単位(支店等を含めた貴社全体)の合計でお願いいたします。

トン

Q3-3 食品廃棄物等のリサイクルの取組(飼料化、肥料化、メタン化等。廃棄物処理業者に委託する場合を含む。)の有無についてお答えください。(該当する項目の( )内に○印を記入してください。)

- ( ) 食品廃棄物等のリサイクルを実施している  
⇒ Q3-2の年間発生量のうち、リサイクルしている量(廃棄物処理業者に委託した量を含む。)を記入してください

トン

- ( ) 食品廃棄物等のリサイクルは実施していない

Q4 ご回答に関する補足説明等がございましたら、以下にご記入ください。

Q5 ご担当者の所属部署をご記入ください。

担当部署 [ \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課(室) ]

電話 [ \_\_\_\_\_ ]

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

iii) 別紙 (その1)

別紙		
業種区分一覧1 (食品リサイクル法)		
番号	業種区分	業種の詳細
1	部分肉・冷凍肉製造業	●部分肉、ブロック肉、冷凍食肉を製造
2	肉加工品製造業	●ソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品(肉缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む)を製造
3	牛乳・乳製品製造業	●処理牛乳(牛乳、粉乳、練乳など)、乳飲料、乳酸菌飲料を製造 ●バター、チーズ、クリーム、アイスクリーム、発酵乳、カゼインなどの乳製品を製造
4	その他の畜産食料品製造業	●他に分類されない畜産食料品(加工卵、乾燥卵、液卵、はちみつ処理、食鳥処理など)を製造
5	水産缶詰・瓶詰製造業	●魚介類、海藻類を原料とした水産缶詰・瓶詰、魚缶詰・瓶詰、かに缶詰、海藻缶詰・瓶詰、水産つくた煮瓶詰を製造
6	海藻加工業	●海藻を原料として海藻加工品(こんぶ、とろろこんぶ、酢こんぶ、焼きのり、味付けのり、わかめ、あらめ、ふのり、ひじき、海藻類つぼ詰、天屋、寒天)を製造
7	塩干・塩蔵品製造業	●塩干魚介類、塩蔵魚介類を製造
8	水産練製品製造業	●水産練製品(蒲鉾、焼きちくわ、揚げ蒲鉾、はんぺん)及び魚介類(鯨含む)を原料として魚肉ハム・ソーセージを製造
9	冷凍水産物製造業	●水産物(鯨含む)を原料として冷凍品を製造
10	冷凍水産食品製造業	●水産物(鯨含む)を原料として前処理を施し冷凍水産食品を製造
11	その他の水産食料品製造業	●他に分類されない水産食料品(素干魚介類、煮干魚介類、くん製魚介類、節類、削節類、塩辛、水産佃煮、水産漬物など)を製造
12	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く。)	●果実及び野菜を原料として保存食料品(缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む)を製造(水煮、果実シロップ漬け、ジャム、マーメイド、果実バター、果実・野菜のジュース原液及びスープ、乾燥野菜・果実、ゼリーなど)
13	野菜漬物製造業	●果実及び野菜を原料として漬物を製造
14	しょうゆ製造業	●しょうゆの製造、醸造
15	味噌製造業	●味噌の製造、醸造
16	ソース製造業	●ソース、トマトソース、トマトケチャップ(トマトピューレ)、マヨネーズを製造
17	食酢製造業	●食酢の製造、醸造
18	その他の調味料製造業	●食用アミノ酸製造業、他に分類されない調味料を製造(カレー粉、圓形カレー、唐辛子粉、わさび粉、こしょう粉、うまみ調味料 他)
19	甘しゅ糖製造業	●国内産の甘味資源作物を原料として甘しゅ糖を製造
20	てん菜糖製造業	●国内産の甘味資源作物を原料としててん菜糖又はてん菜粗糖を製造
21	砂糖精製業	●購入した粗糖を精製して砂糖を製造(氷砂糖、角砂糖、糖みつ)
22	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	●ぶどう糖、グルコース、水あめ、麦芽糖、異性化糖を製造
23	精米・精麦業	●米穀のとう精、大麦・裸麦の精穀
24	小麦粉製造業	●小麦粉を製造
25	その他の精穀・製粉業	●穀粉を製造(米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉)
26	パン製造業	●パン類(食パン、菓子パン)を製造
27	菓子製造業	●ケーキ、ドーナツ、パイなどの洋菓子及び、羊羹、まんじゅうなどの和菓子を製造 ●ビスケット、クラッカーなどを製造(ビスケット、干菓子、クラッカー、乾パン、小麦・澱粉を原料とするせんべい) ●米を原料とするあらめ、せんべいなどを製造 ●他に分類されないパン・菓子を製造(キャンディー、チョコレート、かりんとう、砂糖漬け、ウエハース、アイスキャンデー、チューインガム、砂糖菓子他)
28	動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	●圧搾・抽出により動植物油及び副産物(ミール)並びに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造 ●圧搾・抽出により大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油など植物油及び副産物(油かす)を製造 ●粗製の動物油脂又は植物油を購入して精製
29	食用油脂加工業	●購入した動植物油脂を更に加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどを製造
30	でん粉製造業	●かんしょ、ばれいしょ、穀類からでん粉を製造(コーンスターチ)
31	麺類製造業	●うどん、そうめん、そば、マカロニ、手打ちめん、即席めん、中華めんなどを製造
32	豆腐・油揚げ製造業	●大豆を原料として豆腐、油揚げ又はしみ豆腐を製造

iii) 別紙 (その2)

別紙		
業種区分一覧2 (食品リサイクル法)		
番号	業種区分	業種の詳細
33	あん類製造業	●小豆、その他豆類を原料として生あん、練あん、乾燥あんを製造
34	冷凍調理食品製造業	●野菜、水産物、食肉を原料として調理食品を製造し、急速冷凍を行って凍結状態のまま包装した冷凍調理食品を製造
35	そう菜製造業	●野菜、水産物、穀類、食肉等を原料とし、煮物、焼物、揚物、炒め物、蒸し物、酢の物、和え物等を製造
36	すし・弁当・調理パン製造業	●すし、弁当、調理パン、サンドイッチ等の調理食品を製造
37	レトルト食品製造業	●レトルト食品を製造
38	他に分類されない食品製造業	●他に分類されない各種食品を製造 (パン種、ふくらし粉、イースト、きのこ種菌、酵母剤、クロレラ、しいたけ種駒、こうじ、種こうじ、麦芽、いり豆、こんにゃく、麩・焼麩、ゆば、玄米乳、甘酒、納豆、即席ココア、はるさめ、麦茶、はま茶、こぶ茶、プレミックス食品、最中かわ、粉末ジュース、せんべい生地、野菜つくだ煮、果糖、もち、なめ味そ、パン粉、フラワーペースト、飲食に供する食品添加物、カット野菜 他)
39	清涼飲料製造業 (茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	●アルコールを含まない飲料のうち、残さがでるもの (果実飲料、茶系飲料、豆乳飲料、コーヒー飲料など)
40	清涼飲料製造業 (その他)	●アルコールを含まない飲料のうち、残さがほとんど出ないもの (サイダー、炭酸水、ジュース、ミネラルウォーター、シロップなど)
41	果実酒製造業	●ぶどう、りんごなどの果実から果実酒を製造
42	ビール類製造業	●ビール及び発泡酒を製造
43	清酒製造業	●清酒を製造
44	単式蒸留焼酎製造業	●単式蒸留焼酎を製造
45	蒸留酒・混成酒製造業 (単式蒸留焼酎製造業を除く。)	●他に分類されない酒類を製造 (焼酎 (単式蒸留焼酎除く)、ウイスキー、ブランデー、合成清酒、みりん、白酒、リキュール、薬味酒、梅酒など)
46	製茶業	●購入した生茶葉又は荒茶を主原料として荒茶又は仕上げ茶を製造 (緑茶、紅茶)
47	コーヒー製造業	●コーヒー生豆をほうせん (焙煎)、粉碎しコーヒー又はインスタントコーヒーを製造
48	米麦卸売業・雑穀卸売業	●米、麦の卸売 ●雑穀、大豆、落花生、豆類 (乾燥)、小麦粉、穀粉、でん粉の卸売
49	野菜卸売業・果実卸売業	●青物、野菜の卸売、青物市場仲買業 ●果実、木の実の卸売、果物市場仲買業
50	生鮮魚介卸売業	●鮮魚、貝類、川魚、冷凍魚の卸売
51	食肉卸売業	●精肉、牛肉、豚肉、馬肉、獣肉、冷凍肉、鳥肉、畜産副産物 (臓器、舌など) の卸売
52	その他の農畜産物・水産物卸売業	●原皮、原毛皮、原羽毛、種実 (製油用)、家畜、家きん、卵、はちみつ、わら、生のり、海藻の卸売
53	食料・飲料卸売業 (飲料を中心とするものに限る。)	●清涼飲料、シロップ、果汁、ミネラルウォーター、炭酸水、コーヒー飲料、果汁飲料、茶類飲料、乳酸菌飲料の卸売 ●砂糖問屋：砂糖、角砂糖、粉糖、氷砂糖、異性化糖、味そ、しょう油、たまりの卸売 ●酒問屋：日本酒、洋酒、果実酒、みりんの卸売 ●乾物問屋：乾物、塩干魚、乾燥卵、燻卵、冷凍液卵、粉卵、干しのり、干し海藻、こんぶ、干しきのこ、こんにゃく粉、乾燥野菜、かんぴょう、香辛料、高野豆腐、麩、寒天の卸売 ●菓子、和菓子、洋菓子、干菓子、駄菓子、甘納豆、パン類、ビスケット、あめ、あん、水あめ、キャンデー、塩豆、ピーナッツの卸売
54	食料・飲料卸売業 (飲料を中心とするものを除く。)	●茶、はま茶、こぶ茶、紅茶、ハブ茶、麦茶、コーヒー、ココア、中国茶の卸売 ●酪農製品 (牛乳、バター、チーズ、練乳、粉乳など)、アイスクリームの卸売 ●水産練製品 (かまぼこ、はんぺん、ちくわなど)、おでん材料、うどん・そば・中華そば、乾めん、納豆、アイスキャンデー、酢、ソース、醸造調味料、イースト菌、ベーキングパウダー、塩蔵肉、塩蔵魚、くん製品、ハム・ベーコン・ソーセージ、食用油、液卵、冷凍調理食品、レトルト食品、食用油脂、豆腐、塩、なめ味そ、加工豆 (煮豆・納豆など)、缶詰食品、瓶詰食品などの卸売
55	各種食料品小売業	●百貨店・デパート (従業員常時50人以上)、総合スーパー (従業員常時50人以上) ●各種食料品店、食料雑貨店

iii) 別紙 (その3)

別紙		
業種区分一覧3 (食品リサイクル法)		
番号	業種区分	業種の詳細
56	野菜・果実小売業	●八百屋 ●果物屋
63	その他の飲食料品小売業 (コンビニエンスストアを除く。)	●牛乳の小売 ●清涼飲料、果汁飲料、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料、茶類飲料の小売 ●茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶、紅茶の小売 ●惣菜、揚物、駅弁売店、他から仕入又は作り置き調理パン・おにぎり・ハンバーガー・ピザ・持ち帰り弁当、煮豆の小売 ●米麦、雑穀、豆類の小売 ●豆腐、こんにやく、納豆、つくだ煮、漬物、かまぼこ、ちくわ、おでん材料などの小売 ●乾物屋：干魚、かんぴょう、麩、乾燥野菜、乾燥果実、高野豆腐、干しのり、くん製品、海藻などの小売 ●他に分類されない飲食料品を小売(乾麺類、インスタントラーメン、缶詰、夕食材料宅配、乳製品、調味料、塩、味噌、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油、香辛料、七味とうがらしなど)
57	食肉小売業(卵・鳥肉を除く。)	●肉屋：獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージを小売
58	卵・鳥肉小売業	●卵、鳥肉を小売
59	鮮魚小売業	●魚屋：鮮魚、貝類、かき、川魚、食用カエル、冷凍魚、海藻を小売
60	酒小売業	●酒屋
61	菓子・パン小売業	●洋菓子、和菓子、干菓子、駄菓子、せんべい、あめ、ケーキ、饅頭、もち、焼き芋、アイスクリーム・アイスキャンデー、ドーナツを小売(製造小売) ●パンの小売(製造小売)
62	コンビニエンスストア	●コンビニエンスストア
64	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除き、すし店を含む。)	●大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン ●天ぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、かに料理店、ちゃんこ鍋店、しゃぶしゃぶ店、すき焼き店、懐石料理店、割烹料理店 ●中華料理店、上海料理店、北京料理店、広東料理店、四川料理店、台湾料理店、餃子店 ●焼肉店 ●西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、スペイン料理店、韓国料理店、インド料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店 ●すし屋
65	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る、そば・うどん店を含む。)	●ラーメン店、中華そば店、ちゃんぽん店 ●そば屋、うどん店、きしめん店、ほうとう店
66	居酒屋等	●大衆酒場、居酒屋、焼鳥店、おでん屋、もつ焼き屋、ダイニングバー、ビアホール ●スナックバー、キャバレー、ナイトクラブ
67	喫茶店	●喫茶店、フルーツバーラー、音楽喫茶、珈琲店、カフェ
68	ファーストフード店	●ハンバーガー店●握り飯屋●牛丼店●サンドイッチ専門店●フライドチキン店●ドーナツ店
69	その他の飲食店(ファーストフード店を除く。)	●お好み焼き店、焼きそば店、たこ焼き店、もんじゃ焼き店(持ち帰り専門店除く) ●大福屋、今川焼き屋、ところ屋、氷水店、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、ドライブイン(飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの)
70	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	●持ち帰りすし店、弁当屋、クレープ屋、移動販売(調理を行うもの)※他から仕入れたもの及び作り置きものは除く ●宅配ピザ屋、仕出し料理、デリバリー専門店、ケータリングサービス店
71	給食事業	●病院・施設給食業、配食サービス業
72	沿海旅客海運業	●国内旅客定期航路業、国内旅客不定期航路業、自動車航送業
73	内陸水運業	●通船業、港湾内遊覧船業 ●河川水運業、河川渡船業、河川遊覧船業 ●湖沼水運業、湖沼渡船業、湖沼遊覧船業
74	結婚式場業	●結婚式場業
75	旅館業	●シティホテル、観光ホテル、ビジネスホテル、駅前旅館、割烹旅館、民宿

### iii) 別紙 (その4)

別紙

「食品廃棄物等」とは

- ① 食品が食用に供された後に、または食用に供されずに廃棄されたもの  
(例：賞味期限切れ食品、食べ残し等)
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの  
(例：骨、魚のアラ、野菜くず等)

をいいます。

なお、固形状のものに限定されないため、廃食用油や飲料等の液状物も対象です。(排水処理されたものは対象外)

また、食品廃棄物等の「等」には、食品の製造工程等で発生する動植物性の残さのうち、飼料等の原料として有価で取引されるものも含みます。

iv) 発送用封筒（角 2 型封筒）

**農林水産省**  
**食品産業リサイクル状況等調査アンケート用紙在中**

※食品関連事業者の皆さまを対象にした、食品リサイクル法の実施状況に関するアンケートのお願いです。

**MAFF**

**農林水産省**

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
1-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku  
Tokyo, 100-8950 JAPAN

東京都千代田区霞が関 1-2-1  
電話 / 03-3502-8111 (代表)  
www.maff.go.jp

---

<アンケート調査に関するお問い合わせ先>  
日本ソフト販売株式会社 調査サポート係  
食品産業リサイクル状況等調査担当  
電話：050-3537-5424 FAX：053-415-8584  
E-MAIL：recycle@nipponsoft.co.jp

<調査実施元>  
農林水産省 食料産業局  
バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

---

v) 返信用封筒（長形3号封筒）

 <p>料金受取人払郵便 浜松局承認 3290</p>	4 3 0 8 7 9 0
<p>差出有効期限 令和2年3月 31日まで (切手不要)</p>	静岡県浜松市中区伝馬町 312 ノ 32 浜松シティビル 4 階
食品産業リサイクル状況等調査アンケート在中	(受取人) 日本ソフト販売株式会社 行
	

### 3.1.3 電話調査

アンケート調査用紙を発送後、アンケート調査用紙の返信が得られなかった補完調査対象事業者に対し、電話による督促並びに聞き取り調査を行った。調査方法を以下に示す。

なお、調査にあたっては、3.1.1 章で抽出した補完調査対象事業者を回答入力用のツールへ登録し、郵送等による回答も含めて、全ての調査対象の回答をツールで一元管理した。

電話調査は、回答率を上げる為に調査用紙発送日の前日より開始した。

#### <電話調査スクリプト>

私、農林水産省からの調査を実施しております、日本ソフト販売 食品産業リサイクル調査担当の と申します。(いつもお世話になっております)

先日、私どもから「農林水産省食品産業リサイクル状況等調査・・・」と、赤い字で記載された薄いグレーの封筒をお送りいたしました。ご覧いただけただいしょうか。

NO → ○月中には届くようにお送りしたのですが、お手元に届いていないでしょうか。

YES → ありがとうございます。そちらの調査につきまして、まだご回答いただいていないようで、確認のお電話なんですね。お忙しいところ申し訳ございません。

それでは、この電話でいくつか簡単な内容をお伺いさせていただきたいのですがよろしいでしょうか？

設問①：御社では、「食品廃棄物」は発生していますか？

「食品廃棄物」とは、

- ・食品製造業であれば、製造時の加工残さ等のことです。
- ・卸業、小売業であれば、売れ残り等により廃棄したもののことです。
- ・外食産業であれば、調理くずや食べ残し等により廃棄したもののことです。

⇒発生している

設問②、③へ

⇒発生していない

入力画面/補完調査の「TEL 確認」に「○」を入力

「年間発生量 選択」に「0」を入力

入力画面/オペレーターの「ステータス」を完了にし 終了

⇒回答拒否

入力画面/補完調査の「TEL 確認」に「△」を入力

「備考（選択）」から「回答拒否」を選択入力

入力画面/オペレーターの「ステータス」を完了にし 終了

⇒廃業 / 対象外企業

入力画面/補完調査の「TEL 確認」に「□」を入力

「備考（選択）」から「廃業/対象外」を選択入力

入力画面/オペレーターの「ステータス」を完了にし 終了

⇒その他

入力画面/補完調査の「TEL 確認」は「△」または「□」を入力

「備考」に状況を記入（SV相談）

入力画面/オペレーターの「ステータス」を完了にし 終了

設問②：食品廃棄物の発生量ですが、年間どのくらい発生していますか？

詳細が不明な場合は、

年間100 トン以上か100 トン未満かまでで構いませんので教えてください。

年間100 トンとは、毎日およそ270kg 以上の食品廃棄物が発生している計算になります。

⇒具体的な発生量が分かる場合

入力画面/補完調査の「TEL 確認」に「○」を入力

「年間発生量 t」に年間の発生量を数値で入力、

もしくは「年間発生量 選択」で「100t以上/100t以下」を選択

（「年間発生量 t」「年間発生量 選択」どちらか1ヶ所を入力 2ヶ所を入力しない）

⇒分からない

入力画面/補完調査の「TEL 確認」に「△」を入力

もしくは「年間発生量 選択」で「廃棄量不明」を選択

理由が分かれば「備考」にその理由を入力

(フランチャイズ・業者引取り報告なし・本社管理で分からない・全く把握していない・リサイクル業者任せで分からない・・・等)

・具体的な廃棄物の種類(貝殻/食用油/客の食べ残し等々・・・)や、廃棄物発生状況等、聞いたことは備考欄へ要約して記入すること。

設問③：食品廃棄物の、飼料化、肥料化、熱回収等のリサイクルの取組を実施されていますか？

⇒実施している

「再生利用の取組の有無」に「○」を入力

具体的なリサイクル取組量が分かる場合は「リサイクル量」に数値を記入

(2ヶ所OK。だが、電話ではリサイクル量まで聞き取らなくてOK)

入力画面/オペレーターの「ステータス」を完了にし 終了

・具体的なリサイクル取組を言われた場合、「備考」にその内容を入力

⇒実施していない

「再生利用の取組の有無」に「×」を入力

入力画面/オペレーターの「ステータス」を完了にし 終了

⇒わからない

理由が分かれば「備考」にその理由を入力

入力画面/オペレーターの「ステータス」を完了にし 終了

アンケートは以上でございます。

このお電話でご回答をいただきましたので、調査票は破棄していただいて構いません。

お忙しいところお時間いただきありがとうございました。

私、日本ソフト販売の と申します。

失礼いたします。

### 3.1.4 補完調査結果

食品リサイクル法に関する補完調査の回答状況を表 3-2 に、業種別を表 3-3 に、農政局業種別を表 3-4、表 3-5 に示す。(回答内容に関する割合は、全て廃業等対象外事業者を除いた実発送数 3,084 件に対する割合とする。)

食品廃棄物等の発生状況が把握できた回答を有効回答とし、有効回答数は、郵送・FAX が 315 件 (実発送数に対して 10.2%)、電話調査が 419 件 (実発送数に対して 13.5%) で合計 734 件 (実発送数に対して 23.8%) であった。

表 3-2 食品リサイクル法に関する補完調査の回答結果

農政局等	送付数	回答状況					廃業等 対象外	回答率
		有効回答		廃棄量 不明	回答 拒否	電話 不通		
		郵便・FAX	電話					
北海道	358	39	42	0	2	16	21	24.0%
東北	363	30	53	0	3	14	16	23.9%
関東(東京)	480	38	76	1	8	59	17	24.6%
関東(東京以外)	114	13	19	0	1	11	3	28.8%
北陸	228	22	28	0	5	15	9	22.8%
東海	266	30	27	0	5	13	6	21.9%
近畿	463	52	45	0	6	26	11	21.5%
中四国	439	39	59	0	3	29	15	23.1%
九州	438	50	55	2	7	26	16	24.9%
沖縄	51	2	15	0	3	15	2	34.7%
<b>合計</b>	<b>3,200</b>	<b>315</b>	<b>419</b>	<b>3</b>	<b>43</b>	<b>224</b>	<b>116</b>	<b>23.8%</b>

表 3-3 業種別の食品リサイクル法に関する補完調査の回答結果

業種	送付数	回答状況					廃業等 対象外	回答率
		有効回答		廃棄量 不明	回答 拒否	電話 不通		
		郵便・FAX	電話					
食品製造業	37	4	4	0	1	1	0	21.6%
食品卸売業	930	114	119	0	12	57	29	25.9%
食品小売業	1,106	136	152	2	11	65	56	27.4%
外食産業	1,127	61	144	1	19	101	31	18.7%
<b>合計</b>	<b>3,200</b>	<b>315</b>	<b>419</b>	<b>3</b>	<b>43</b>	<b>224</b>	<b>116</b>	<b>23.8%</b>

表 3-4 農政局業種別の食品リサイクル法に関する補完調査の回答結果（その1）

農政局等	業種	送付数	回答状況					廃業等 対象外	回答率
			有効回答		廃棄量 不明	回答 拒否	電話 不通		
			郵送・ FAX	電話					
北海道	食品製造業	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
	食品卸売業	83	9	11	0	0	3	6	26.0%
	食品小売業	144	21	17	0	2	6	9	28.1%
	外食産業	130	9	14	0	0	7	6	18.5%
	計	358	39	42	0	2	16	21	24.0%
東北	食品製造業	4	1	0	0	0	0	0	25.0%
	食品卸売業	82	11	8	0	0	4	4	24.4%
	食品小売業	133	12	18	0	1	3	8	24.0%
	外食産業	144	6	27	0	2	7	4	23.6%
	計	363	30	53	0	3	14	16	23.9%
関東 (東京)	食品製造業	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
	食品卸売業	142	14	20	0	3	14	2	24.3%
	食品小売業	153	18	27	1	2	20	11	31.7%
	外食産業	184	6	29	0	3	25	4	19.4%
	計	480	38	76	1	8	59	17	24.6%
関東 (東京以外)	食品製造業	5	1	0	0	0	0	0	20.0%
	食品卸売業	25	5	6	0	0	1	0	44.0%
	食品小売業	45	5	9	0	0	4	2	32.6%
	外食産業	39	2	4	0	1	6	1	15.8%
	計	114	13	19	0	1	11	3	28.8%
北陸	食品製造業	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
	食品卸売業	48	8	3	0	2	1	1	23.4%
	食品小売業	84	10	13	0	1	5	7	29.9%
	外食産業	95	4	12	0	2	9	1	17.0%
	計	228	22	28	0	5	15	9	22.8%
東海	食品製造業	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
	食品卸売業	96	14	10	0	1	2	4	26.1%
	食品小売業	80	11	10	0	2	6	1	26.6%
	外食産業	89	5	7	0	2	5	1	13.6%
	計	266	30	27	0	5	13	6	21.9%

表 3-5 農政局業種別の食品リサイクル法に関する補完調査の回答結果（その2）

農政局等	業種	送付数	回答状況				廃業等 対象外	回答率	
			有効回答		廃棄量 不明	回答 拒否			電話 不通
			郵送・ FAX	電話					
近畿	食品製造業	12	1	1	0	1	0	0	16.7%
	食品卸売業	181	24	17	0	2	10	3	23.0%
	食品小売業	151	21	20	0	0	10	7	28.5%
	外食産業	119	6	7	0	3	6	1	11.0%
	計	463	52	45	0	6	26	11	21.5%
中四国	食品製造業	2	0	1	0	0	0	0	50.0%
	食品卸売業	117	16	18	0	0	9	5	30.4%
	食品小売業	137	14	18	0	1	7	5	24.2%
	外食産業	183	9	22	0	2	13	5	17.4%
	計	439	39	59	0	3	29	15	23.1%
九州	食品製造業	8	1	1	0	0	0	0	25.0%
	食品卸売業	135	13	18	0	3	7	3	23.5%
	食品小売業	168	24	17	1	1	1	5	25.2%
	外食産業	127	12	19	1	3	18	8	26.1%
	計	438	50	55	2	7	26	16	24.9%
沖縄	食品製造業	2	0	1	0	0	1	0	50.0%
	食品卸売業	21	0	8	0	1	6	1	40.0%
	食品小売業	11	0	3	0	1	3	1	30.0%
	外食産業	17	2	3	0	1	5	0	29.4%
	計	51	2	15	0	3	15	2	34.7%
合計		3,200	315	419	3	43	224	116	23.8%

アンケート調査及び電話調査で食品廃棄物等の発生量について回答があった事業者の食品廃棄物等の発生状況を表 3-6 に、業種別を表 3-7 に、農政局業種別を表 3-8、表 3-9 に示す。

食品廃棄物等を年間 100 トン以上発生していると回答した事業者は、4 件（実発送数に対して 0.1%）であり、逆に食品廃棄物が発生しないと回答した事業者は 349 件（実発送数に対して 11.3%）であった。

また、リサイクルの取組を実施していると回答した事業者は、216 件（実発送数に対して 7%）であった。

表 3-6 食品廃棄物等の発生状況

農政局等	食品廃棄物等の発生状況			
	100トン以上	100トン未満	食品廃棄物発生なし	リサイクルの取組有り
北海道	1	43	37	21
東北	1	50	32	29
関東(東京)	0	51	63	32
関東(東京以外)	0	15	17	7
北陸	0	30	20	13
東海	1	32	24	23
近畿	0	33	64	22
中四国	0	54	44	31
九州	0	65	40	32
沖縄	1	8	8	6
<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>381</b>	<b>349</b>	<b>216</b>

表 3-7 業種別の食品廃棄物等の発生状況

業種	食品廃棄物等の発生状況			
	100トン以上	100トン未満	食品廃棄物発生なし	リサイクルの取組有り
食品製造業	1	7	0	5
食品卸売業	1	73	159	43
食品小売業	2	116	170	64
外食産業	0	185	20	104
<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>381</b>	<b>349</b>	<b>216</b>

表 3-8 農政局業種別の食品廃棄物等の発生状況（その1）

農政局等	業種	食品廃棄物等の発生状況			
		100トン以上	100トン未満	食品廃棄物発生なし	リサイクルの取組有り
北海道	食品製造業	0	0	0	0
	食品卸売業	0	11	9	6
	食品小売業	1	13	24	6
	外食産業	0	19	4	9
	計	1	43	37	21
東北	食品製造業	0	1	0	0
	食品卸売業	1	8	10	6
	食品小売業	0	12	18	6
	外食産業	0	29	4	17
	計	1	50	32	29
関東 (東京)	食品製造業	0	0	0	0
	食品卸売業	0	7	27	3
	食品小売業	0	12	33	8
	外食産業	0	32	3	21
	計	0	51	63	32
関東 (東京以外)	食品製造業	0	1	0	1
	食品卸売業	0	1	10	0
	食品小売業	0	7	7	3
	外食産業	0	6	0	3
	計	0	15	17	7
北陸	食品製造業	0	0	0	0
	食品卸売業	0	5	6	3
	食品小売業	0	11	12	4
	外食産業	0	14	2	6
	計	0	30	20	13
東海	食品製造業	0	0	0	0
	食品卸売業	0	9	15	5
	食品小売業	1	11	9	7
	外食産業	0	12	0	11
	計	1	32	24	23

表 3-9 農政局業種別の食品廃棄物等の発生状況（その2）

農政局等	業種	食品廃棄物等の発生状況			
		100トン以上	100トン未満	食品廃棄物発生なし	リサイクルの取組有り
近畿	食品製造業	0	2	0	2
	食品卸売業	0	10	31	5
	食品小売業	0	9	32	8
	外食産業	0	12	1	7
	計	0	33	64	22
中四国	食品製造業	0	1	0	0
	食品卸売業	0	8	26	4
	食品小売業	0	17	15	8
	外食産業	0	28	3	19
	計	0	54	44	31
九州	食品製造業	0	2	0	1
	食品卸売業	0	11	20	8
	食品小売業	0	22	19	13
	外食産業	0	30	1	10
	計	0	65	40	32
沖縄	食品製造業	1	0	0	1
	食品卸売業	0	3	5	3
	食品小売業	0	2	1	1
	外食産業	0	3	2	1
	計	1	8	8	6
合計		4	381	349	216

### 3.2 容器包装リサイクル法に関する補完調査

再商品化義務の履行状況が確認できていない食品関連事業者を対象に、容器包装リサイクル法に該当する容器包装の使用有無を把握するための郵送アンケートを実施した。

#### 3.2.1 調査対象事業者の選定

容器包装リサイクル法補完調査対象事業者（3,000 事業者）について、表 3-10 の方法で抽出作業を実施した。

表 3-10 容器包装リサイクル法補完調査の対象事業者選定方法

	選定方法	実際の作業方法等
i)	合併、廃業した事業者を除く。	「新規・合併・廃業フラグ」により、合併と廃業の事業者を除外
ii)	過去に点検指導を実施したことがある事業者を除く。	「指導年月日」にデータが入っている事業者を除外
iii)	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と委託契約を締結していること、又は非申込の手続を行っていることが一度でも確認できる事業者を除く。	「申込種別」の各項目にデータが入っている事業者を除外
iv)	平成 25 年度から平成 30 年度までに、調査対象から除外した事業者を除く。	調査対象除外者リストに掲載されている事業者を除外
v)	平成 25 年度から平成 30 年度までに、補完調査又は重点調査の対象となった事業者を除く。	平成 25～30 年度の調査対象事業者を除外
vi)	業種分類リストに基づき、農林水産省所管の事業を営む事業者を「製造業」と「商業・サービス業」の 2 種類に区分する。	「業種名称_1 (主)」から、「製造業」と「商業・サービス業」に分類
vii)	再商品化義務の適用除外となる「小規模事業者」に該当する事業者を除く。 <小規模事業者の基準> ○製造業：従業員 20 人以下かつ売上高 240 百万円以下 ○商業・サービス業：従業員 5 人以下かつ売上高 70 百万円以下	「従業員数」と「売上高」から、製造業、商業・サービス業別に、左記の<小規模事業者の基準>に当てはまる事業者を除外

viii)	<p>下記の算出式により、事業者ごとの想定委託額を算出し、その額の上位から 3,500 件程度を抽出して「R1 調査対象候補リスト」を作成する。</p> <p>＜算出式＞○製造業：売上高×0.4  ○商業・サービス業：売上高×0.15</p> <p>※算出式に使用する係数（0.4 及び 0.15）は、日本容器包装リサイクル協会の公表データ（H22）を基に算出したもの。</p>	<p>左記の＜算出式＞に基づき、想定委託額を算出。全国の事業者を一括して想定委託額の降順に並べ替え、上位から 3,500 件程度を抽出</p>
ix)	<p>viii) で作成したリストを農政局等の管轄地域単位に分割（必要に応じて事業者数を調整）、農政局等へ送付し、調査対象から除外する必要がある事業者を確認する。</p>	<p>当初から事業者数が少ない都道府県や除外される事業者が多い場合は、下から繰り上げる形で補充</p>
x)	<p>ix) までで確認の終了したリストにおいて、想定委託額が高い順に 3,000 事業者を補完調査対象、残数を予備として、調査対象者リストを完成する。</p>	<p>確認の終了したリストから、上位 3,000 事業者を補完調査対象として抽出</p>

なお、対象選定において以下の点で調整を行った。

上記方法にて、抽出された補完調査対象において、すでに食品リサイクル法に関する補完調査が実施中で、その回答状況において、調査対象が重複した事業者からの有効な回答が得られ難いことを推測して、調査対象候補リストを基本として、対象選定の調整を行った。

「R1 調査対象候補リスト」を農政局等に送付し、確認した結果、調査対象候補事業者で 5 件が除外対象となった。この除外対象事業者を除いて、最終の調査対象事業者とした。

上記調整にて、抽出した補完調査対象事業者数（3,000 事業者）を表 3-11 に示す。

表 3-11 容器包装リサイクル法補完調査の対象事業者数

農政局等	業種	抽出	除外	予備	調査対象
北海道	製造業	3	0	0	3
	商業・サービス業	284	1	29	254
	計	287	1	29	257
東北	製造業	4	0	0	4
	商業・サービス業	318	1	42	275
	計	322	1	42	279
関東(東京)	製造業	0	0	0	0
	商業・サービス業	431	0	28	403
	計	431	0	28	403
関東(東京以外)	製造業	2	0	0	2
	商業・サービス業	734	0	146	588
	計	736	0	146	590
北陸	製造業	3	0	0	3
	商業・サービス業	218	3	40	175
	計	221	3	40	178
東海	製造業	1	0	0	1
	商業・サービス業	234	0	39	195
	計	235	0	39	196
近畿	製造業	13	0	0	13
	商業・サービス業	400	0	61	339
	計	413	0	61	352
中四国	製造業	3	0	0	3
	商業・サービス業	475	0	66	409
	計	478	0	66	412
九州	製造業	3	0	0	3
	商業・サービス業	342	0	40	302
	計	345	0	40	305
沖縄	製造業	0	0	0	0
	商業・サービス業	32	0	4	28
	計	32	0	4	28
合計		3,500	5	495	3,000

### 3.2.2 アンケート調査用紙の作成

補完調査を行うために、依頼文、アンケート調査用紙等を作成し、発送数分の印刷を行った。作成した用紙を次ページ以降に示す。

- i) 依頼文
- ii) アンケート調査用紙
- iii) 別紙
- iv) 発送用封筒（角2型封筒）
- v) 返信用封筒（長形3号封筒）

作成した依頼文、アンケート調査用紙、別紙、返信用封筒を発送用封筒に封入し、3.2.1章で抽出した補完調査対象事業者へ発送した。

発送日：令和2年3月4日

なお、アンケートの返送方法としては、同封した返信用封筒に入れて発送するか、もしくは、そのままFAXにて回答してもらう方法で行った。

また、農林水産省ホームページに図3-2に示すとおり、アンケート実施中の周知文を掲載した。



図 3-2 農林水産省ホームページ

## i) 依頼文

令和2年2月

各位

### 令和元年度食品産業リサイクル状況等アンケートへのご協力のお願い

農林水産省 食料産業局  
バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

平素より農林水産行政の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
農林水産省では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の適切な執行に向け、食品関連事業者を中心とする本省所管事業の事業者の方々に対して法制度の周知を含めた点検指導を行っております。

この度、その一環として、容器包装リサイクル法の対象となる容器包装の使用状況等について、アンケート調査を実施することといたしました。本調査の実施については、農林水産省のホームページでも告知しています。

URL：<http://www.maff.go.jp/shokusan/recycle/youki/>

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、別紙のアンケート用紙に直接回答をご記入のうえ、一週間以内に①同封の返信用封筒で郵送、②FAXにて返信（FAX番号：053-415-8584）のいずれかによりご返信いただきますよう、お願いいたします。なお、ご記入いただいた情報は、容器包装リサイクル法の適切な執行のために活用することとし、それ以外の目的で使用することはありません。

本調査は、農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室の委託を受け、日本ソフト販売株式会社が実施するものです。もし、ご不明な点やご質問等がございましたら、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ先・アンケート返送先】

日本ソフト販売株式会社 調査サポート係  
〒430-0935 静岡県浜松市中区伝馬町 312-32 浜松シティビル 4 階

Tel：050-3537-5424 Fax：053-415-8584

（受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00）

電子メール：recycle@nipponsoft.co.jp

#### 【調査実施元】

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

## ii) アンケート調査用紙（その1）

令和2年2月

容器包装リサイクル法ご担当者さま

### 食品産業リサイクル状況等アンケート 回答用紙

Q1～Q4 の設問について、この用紙に回答をご記入のうえ、同封した返信用封筒に入れてご返送ください（FAX（053-415-8584）でも可）。なお、Q2及びQ3の回答の際には、別紙「参考資料」をご参照ください。

※提出は可能な限り到着後、一週間以内をお願いいたします。

Q1 このアンケートを回答した日を記入してください。

	月		日
--	---	--	---

Q2 貴社の会社情報につきまして記入してください。

封筒の宛名ラベルの右下に記載のナンバーを記入してください				
フリガナ				
事業者名				
所在地	〒 -			
代表者役職		代表者氏名		
設立年月		従業員数 ※1		
電話番号		当期決算年月		
資本金		百万円	売上高	百万円
主業種 ※1				
従業種① ※2				
従業種② ※2				
備考	<input type="checkbox"/> 廃業 [ 年 月 ]			
	<input type="checkbox"/> 合併 [ 年 月 ] (旧社名: )			

※1 従業員数、業種の考え方については、別紙の参考資料をご覧ください

※2 従業種①②は主業種以外の事業がある場合のみ記入してください

⇒次ページに続く



### iii) 別紙 (その1)

#### 別紙 参考資料

##### 1 従業員数について

本アンケートでいう従業員は、「常時使用する従業員」をいい、その解釈は以下によります。

- 労働基準法、中小企業基本法における解釈に準じて判断します。
- 具体的には、事業者又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常勤である旨が示されている者をいうこととし、労働基準法において解雇の予告を必要としない者とされる次のイからニまでに該当する者以外の者は「常時使用する従業員」とみなすこととします。
  - イ 日々雇い入れられる者（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
  - ロ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
  - ハ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
  - ニ 試みの使用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- また、個人事業者の事業主やその家族、法人の役員及び臨時従業員は、「常時使用する従業員」に含まれないこととします。

##### 2 業種について

「容器包装を使用する業種」は、以下の表から、貴社において「容器包装リサイクル法の対象となる容器包装」を使用している業種を選択してください。

番号	業種区分	
1	食品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業
2	清涼飲料製造業	清涼飲料製造業
3	茶・コーヒー製造業	製茶業、コーヒー製造業、製水業
4	肥料飼料製造業	配合飼料製造業、単体飼料製造業、ペットフード製造業、その他の飼料製造業、有機質肥料製造業、その他の肥料製造業
5	農薬・動物用医薬製造業	農薬製造業、動物用医薬品製造業
6	卸売業	飲食物品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、植木・花・苗卸売業、肥料・飼料卸売業、観賞用魚卸売業、わら加工品卸売業、その他の卸売業（飲食物品に関するものに限る）
7	小売業	各種食料品小売業（酒類を除く）、その他の飲食物品小売業（食品スーパー・コンビニを含む）、苗・種子小売業、肥料・飼料小売業、花・植木小売業、無店舗小売業（飲食物品小売に限る）
8	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の飲食店（ファストフード店を含む）、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
9	その他の事業	農業、林業、漁業、農協、漁協、水産加工組合、森林組合、事業協同組合（飲食物品に限る）

### iii) 別紙 (その2)

#### 3 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

##### 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

###### ■ ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器



###### ■ 紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど



###### ■ PETボトル

飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、アルコール発酵調味料(料理酒等)、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル



※PET素材の容器であっても、上記以外のものはプラスチック製容器包装になります。

###### ■ プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、ラップフィルムなど



※ 複数の素材でできている容器包装は、そのうち重量比の最も大きい素材に分類します。

例えば、紙とプラスチックとアルミからできている容器で、重量比が2:7:1の場合は、プラスチックの重量比が最も大きいので、プラスチック製容器包装に分類します。

#### ☆ 一見、容器包装に見えて、法律上は容器包装に当たらないもの

##### ① 物を入れても包んでいないもの

例) 野菜の結束用テープ、飲料用ストロー、割り箸、のし紙(包装紙と兼用の場合は該当)

##### ② 商品を保護も固定もしていないもの

例) にぎり寿司の中仕切り  
(緑色のプラスチック製ばらん)

##### ③ 通常は商品の一部であるもの

例) 紅茶などのティーパック



#### 4 その他

回答に際して、補足事項等がありましたらQ3の備考欄に記入してください。

iv) 発送用封筒（角 2 型封筒）

“容器包装リサイクル法”に関するアンケート

**農林水産省**

**食品産業リサイクル状況等調査アンケート用紙在中**

※食品関連事業者の皆さまを対象にした、容器包装リサイクル法の対象となる容器包装の使用状況等に関するアンケートのお願いです。

**MAFF**

農林水産省

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
1-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku  
Tokyo, 100-8950 JAPAN

東京都千代田区霞が関 1-2-1  
電話 / 03-3502-8111 (代表)  
www.maff.go.jp

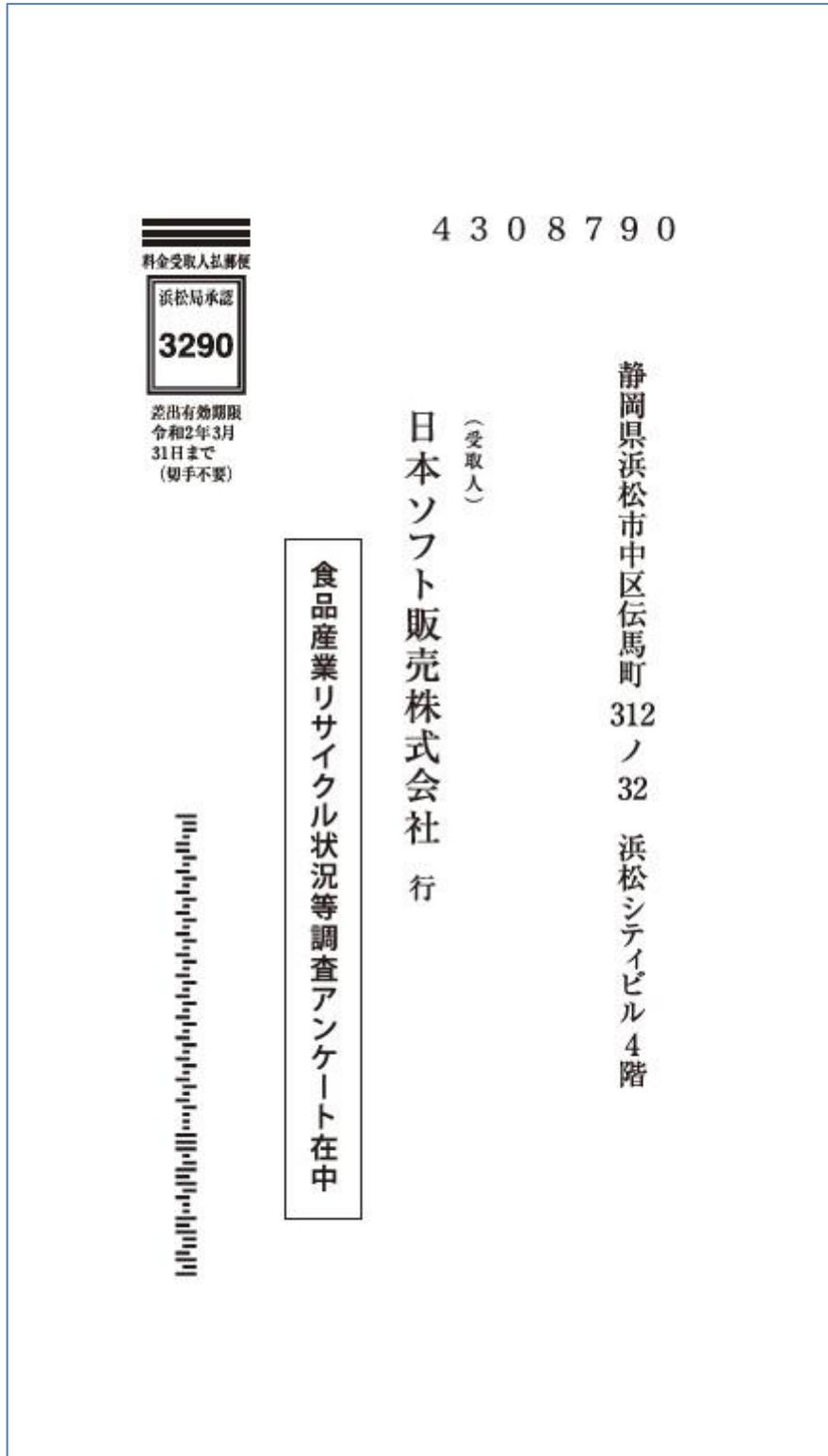
---

<アンケート調査に関するお問い合わせ先>  
日本ソフト販売株式会社 調査サポート係  
食品産業リサイクル状況等調査担当  
電話：050-3537-5424 FAX：053-415-8584  
E-MAIL：recycle@nipponsoft.co.jp

<調査実施元>  
農林水産省 食料産業局  
バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

---

v) 返信用封筒（長形3号封筒）



### 3.2.3 電話調査

アンケート調査用紙を送付後、アンケート調査用紙の返信が得られなかった補完調査対象事業者に対し、電話による督促並びに聞き取り調査を行った。調査方法を以下に示す。

なお、調査にあたっては、3.2.1 章で抽出した補完調査対象事業者を回答入力用のツールへ登録し、郵送等による回答も含めて、全ての調査対象の回答をツールで一元管理した。

電話調査は、回答率を上げる為に調査用紙発送の前日より開始した。

#### <電話調査スクリプト>

私、農林水産省からの調査を実施しております、日本ソフト販売 食品産業リサイクル調査担当の と申します。(いつもお世話になっております)

先日、私どもから「農林水産省食品産業リサイクル状況等調査・・・」と、赤い字で記載された薄いグレーの封筒をお送りいたしました。ご覧いただけただしょうか。

NO → ○月中には届くようにお送りしたのですが、お手元に届いていないでしょうか。

YES → ありがとうございます。そちらの調査につきまして、まだご回答いただいていないようで、確認のお電話なんですね。お忙しいところ申し訳ございません。

それでは、この電話でいくつか簡単な内容をお伺いさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

#### ⇒ビジー

架電用備考欄に「ビジー」入力

入力画面/オペレーターの「ステータス」を完了にしない！！(SV確認)

#### ⇒その他不通・間違い電話・等

「メモ(選択)」から理由を選択入力

入力画面/オペレーターの「ステータス」を完了にし 終了

・御社では、一般消費者向けに商品の販売を行っていらっしゃいますか。

**\* 業務用は対象外** ⇒ 「メモ（選択）」で「容器包装使用無し」、「メモ」へ「業務用」と手入力して終了

・ 給食用の食材製造 / お弁当屋仕出し屋へ製品を卸している / 小売のない酪農業

・ 二次加工するための材料を製造している / 全て小売業者に販売する卸売業者等

・ レストランを併設しているですとか、売店での店頭販売はされていらっしゃるでしょうか。

・ ネットでの通信販売はいかがでしょうか。

**\* 少しでも一般消費者向けに販売を行っていたら、対象業者**

・ レジ袋等は使用していらっしゃいますか？「**プラ**」

・ お持ち帰りのコーヒー等、飲み物を紙コップで販売していらっしゃいますか？  
「**紙**」

・ ペットボトルやガラス瓶に商品を入れて販売されることはありますか？「**ガラス**  
(別紙参照)・**ペットボトル**」

・ ネット通販で商品を送るとき、どのような梱包材を使用していらっしゃいますか？

**\* 段ボールは対象外（ビニールフィルムは「プラスチック製容器包装」）**

・ 製造や販売している商品の容器や包装について、ガラス容器やペットボトル、発泡スチロールトレイ等のプラスチック容器や紙容器は使用していますか。

・ 御社で製造・販売している「商品自体」を入れるものや包装するものの事で、色つきの物を含むガラス製容器やペットボトル、発泡スチロールトレイ等のプラスチック容器や紙容器の使用状況をお聞きしております。

\* スチール缶、アルミ缶、牛乳等の紙パック、段ボール 等は 対象外

NO ⇒ 何も使用していなければこの時点で終了。  
「メモ（選択）」で「容器包装使用無し」

・具体的な容器包装材料の種類のみ、聴取したら「補完調査メモ欄」へ要約して記入する

・発生状況や架電の状況は「オペレーター架電用備考欄」へ記入

アンケートは以上でございます。

このお電話でご回答をいただきましたので、調査票は破棄していただいて構いません。

お忙しいところお時間いただきありがとうございました。

私、日本ソフト販売の と申します。

失礼いたします。

### 3.2.4 補完調査結果

容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果を表 3-12 に、業種別を表 3-13 に、農政局業種別を表 3-14 に示す。(回答内容に関する割合は、全て廃業等対象外事業者を除いた実発送数 2,873 件に対する割合とする。)

容器包装の使用の有無が把握できた回答を有効回答とし、有効回答数は、郵送・FAX が 297 件(実発送数に対して 10.3%)、電話調査が 408 件(実発送数に対して 14.2%) で合計 705 件(実発送数に対して 24.5%)であった。

表 3-12 容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果

農政局等	送付数	有効回答				回答拒否	その他 (廃業・不通等)	回答率
		郵送・FAX	電話	容器包装				
				使用あり	使用無し			
北海道	257	21	35	26	9	1	10	22.7%
東北	279	26	32	26	6	3	9	21.5%
関東(東京)	403	37	54	24	30	7	26	24.1%
関東(東京以外)	590	59	67	40	27	1	15	21.9%
北陸	178	24	18	8	10	4	5	24.3%
東海	196	21	34	21	13	6	13	30.1%
近畿	352	37	37	20	17	7	6	21.4%
中四国	412	34	56	31	25	7	22	23.1%
九州	305	36	60	36	24	5	16	33.2%
沖縄	28	2	15	7	8	0	5	73.9%
<b>合計</b>	<b>3,000</b>	<b>297</b>	<b>408</b>	<b>239</b>	<b>169</b>	<b>41</b>	<b>127</b>	<b>24.5%</b>

表 3-13 業種別の容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果

業種	送付数	有効回答				回答拒否	その他 (廃業・不通等)	回答率
		郵送・FAX	電話	容器包装				
				使用あり	使用無し			
製造業	32	1	6	3	3	1	1	22.6%
商業・サービス業	2,968	296	402	236	166	40	126	24.6%
<b>合計</b>	<b>3,000</b>	<b>297</b>	<b>408</b>	<b>239</b>	<b>169</b>	<b>41</b>	<b>127</b>	<b>24.5%</b>

表 3-14 農政局業種別の容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果

農政局等	業種	送付数	有効回答				回答拒否	その他 (廃業・不通等)	回答率
			郵送・FAX	電話	容器包装				
					使用あり	使用無し			
北海道	製造業	3	0	1	0	1	0	0	33.3%
	商業・サービス業	254	21	34	26	8	1	10	22.5%
	計	257	21	35	26	9	1	10	22.7%
東北	製造業	4	0	1	1	0	0	0	25.0%
	商業・サービス業	275	26	31	25	6	3	9	21.4%
	計	279	26	32	26	6	3	9	21.5%
関東 (東京)	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	商業・サービス業	403	37	54	24	30	7	26	24.1%
	計	403	37	54	24	30	7	26	24.1%
関東 (東京以外)	製造業	2	1	0	0	0	0	0	50.0%
	商業・サービス業	588	58	67	40	27	1	15	21.8%
	計	590	59	67	40	27	1	15	21.9%
北陸	製造業	3	0	1	0	1	0	0	33.3%
	商業・サービス業	175	24	17	8	9	4	5	24.1%
	計	178	24	18	8	10	4	5	24.3%
東海	製造業	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
	商業・サービス業	195	21	34	21	13	6	13	30.2%
	計	196	21	34	21	13	6	13	30.1%
近畿	製造業	13	0	2	2	0	1	0	15.4%
	商業・サービス業	339	37	35	18	17	6	6	21.6%
	計	352	37	37	20	17	7	6	21.4%
中四国	製造業	3	0	1	0	1	0	0	33.3%
	商業・サービス業	409	34	55	31	24	7	22	23.0%
	計	412	34	56	31	25	7	22	23.1%
九州	製造業	3	0	0	0	0	0	1	0.0%
	商業・サービス業	302	36	60	36	24	5	15	33.4%
	計	305	36	60	36	24	5	16	33.2%
沖縄	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	商業・サービス業	28	2	15	7	8	0	5	73.9%
	計	28	2	15	7	8	0	5	73.9%
合計		3,000	297	408	239	169	41	127	24.5%